

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表		現行		別表	
(略)	(略)	二十三号	(略)	二十三号	(略)	二十三号	(略)
(略)	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から豊川市為当町六反田八十三番一まで及び蒲郡市清田町上大内六十七番四から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで	(略)	(略)	豊橋市東細谷町字境川二十三番二から豊川市為当町六反田八十三番一まで及び愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四十三番一から伊勢市宇治今在家町字作楽百二十番一まで	(略)	(略)	(略)